

長野労働局発表（28-19）

平成28年6月30日

担
当

長野労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 森 孝 行
室長補佐 天 野 由 紀 子

電 話 026-223-0551

**「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」
「夏季における年次有給休暇の取得促進」 に向けた取組要請
「学生アルバイトの労働条件の確保」**

～長野労働局が労使団体に一括して取組要請～

長野労働局(局長 岡崎 直人)は、本日までに、一般社団法人長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、一般社団法人長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、一般社団法人長野県労働基準協会連合会及び日本労働組合総連合会長野県連合会に対し、「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」、「夏季における年次有給休暇の取得促進」に向けた取組を要請しました。

また、上記事業主団体に対しては、「学生アルバイトの労働条件の確保」に向けた取組も併せて要請しました。

1 「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」

要請の内容は、別添『「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」に関する要請書』のとおり

＜ポイント＞

- ・ 「働き方改革」は、「ニッポン一億総活躍プラン」において、「最大のチャレンジ」とされるなど、政府全体として非常に重要な課題となっている。
- ・ 長野労働局においては、長野労働局長を本部長とする「長野労働局働き方改革推進本部」を設置し「働き方改革」を企業に働きかける等の取組を、また、平成28年2月には長野県と連携し、「長野県働き方改革・女性活躍推進会議」を設置するなど、「働き方改革」の推進を図っている。
- ・ このような状況の中、「働き方改革」を更に推し進めるため、その一つの方策として、今年度も民間企業の「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開することとした。
- ・ 「ゆう活」の本来の目的は、長時間労働の抑制やワーク・ライフ・バランスの実現であり、始業時刻の前倒しだけではなく、業務や会議の効率化、早帰りなどを徹底させなければ、本来の目的を達成しえない。「ゆう活」を契機とした業務の効率化及び働き方の意識の変革が不可欠である。

2 「夏季における年次有給休暇の取得促進」

要請の内容は、別添「夏季における年次有給休暇の取得促進について」のとおり

<ポイント>

- ・ 年次有給休暇の取得率は平成 26 年で 47.6%となっており、経年的にみても5割を下回る水準で推移し、また、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合は 8.2%(平成 27 年)と依然として 1 割弱となっている等、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のためには、より一層積極的な取組が必要である。
- ・ 「日本再興戦略」改訂 2015(平成 27 年6月 30 日閣議決定)では、働き過ぎ防止のための取組を強力に推進することや各企業における有給休暇取得による連休の実現の促進(「プラスワン休暇キャンペーン」)の取組を進めることが盛り込まれ、さらに、「経済財政運営と改革の基本方針」改訂 2016(平成 28 年6月2日閣議決定)でも、年次有給休暇の取得促進等を推進することが盛り込まれた。
- ・ このため、厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい夏季における連続休暇の取得に向けての社会的気運の醸成を図るため、ポスター及びリーフレットを活用した広報、全国主要駅へのポスター掲示等労使に対する働きかけを行うこととした。

3 「学生アルバイトの労働条件の確保」

要請の内容は、別添「学生アルバイトの労働条件の確保について」のとおり

(日本労働組合総連合会長野県連合会以外に要請)

<ポイント>

- ・ 長野労働局においては、学生のアルバイトにおけるトラブルを防止するため、特に多くの新入生がアルバイトを始める4月から夏休み前の7月までを実施期間として、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施している。
- ・ 長野労働局は、「若者相談コーナー」の設置、大学への出張労働相談のほか、学生アルバイトに関して事業主が留意すべき事項を盛り込んだ「学生アルバイトの労働条件に関する自主点検表」等の事業主への周知・活用を呼びかけている。

平成28年6月 日

(労使団体 代表者) 殿

「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」に関する要請書

長野労働局では、労働力人口が減少していく中、女性や高齢者が働きやすくまた意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の削減などの「働き方改革」を推進しております。「働き方改革」については、先日政府としてまとめた「一億総活躍プラン」においても「最大のチャレンジ」とされるなど、政府全体として非常に重要な課題です。

「働き方改革」の実現のためには、これまでの働き方を大きく見直すことが必要です。各々の企業においては、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を改めたり、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するなど、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

こうした「働き方改革」の一環として、政府として昨年からは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開したところです。

国家公務員については、より一層の業務の効率化を図り、朝型勤務やフレックスタイム制等を活用するなど、本年度も働き方を含めた生活スタイルの変革に向けた取組を率先することとしています。

つきましては、本年も各企業においても、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を可能な範囲で行うことが期待されております。

本年の取組におきましては、昨年の取組に関する企業アンケート調査の結果等を踏まえ、「ゆう活」の本来の趣旨は単なる始業時間の前倒しではなく仕事と生活の調和の実現などであることや、業務の効率化に併せて取り組むことが重要であること、などのポイントを周知しながら、広く「ゆう活」が浸透するよう展開してまいります。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への「働き方改革」や「ゆう活」に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

長野労働局長 岡 崎 直 人

長野労発雇均0621第2号
平成28年6月 日

(労使団体 代表者) 殿

長野労働局長

夏季における年次有給休暇の取得促進について

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

長野労働局では、ワーク・ライフ・バランス推進の一環として、年次有給休暇を取得しやすい夏季における連続休暇の取得に向けての社会的気運の醸成を図るため、ポスター及びリーフレットを活用した広報等、労使に対する働きかけを行うこととしております。

貴職におかれましても、この趣旨をご理解の上、この度送付しましたポスター及びリーフレットを掲示・配付していただくとともに、別紙例を参考に広報誌やホームページなどにより周知していただきますようお願いいたします。

(使用者団体 代表者) 殿

長野労働局長

学生アルバイトの労働条件の確保について（要請）

平素より、労働行政の推進に御理解御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、労働基準法をはじめとする労働基準関係法令は、労働時間、賃金その他の労働条件の最低基準を定めており、事業主は、これを遵守し、学生アルバイトについても適正な労働条件を確保する必要があります。加えて、学生の本分は学業であることにも御配慮いただき、シフト設定上の配慮等学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えていただくことも重要です。

長野労働局においては、学生等のアルバイトにおけるトラブルを防止するため、特に多くの新入生がアルバイトを始める4月から夏休み前の7月までを実施期間として、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施しています（別添参照）。

つきましては、学生アルバイトについて、労働契約の締結の際の労働条件の明示、賃金の適正な支払い、休憩時間の付与等の労働基準関係法令の遵守や、シフト設定の課題について今一度自ら御確認いただけるよう、長野労働局ホームページの「アルバイトを雇う際・始めるにあたって」に、

「学生アルバイトの労働条件に関する自主点検表」

(<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/pdf/jishutenken.pdf>)

などを掲載しましたので、当該点検表などの貴会員への周知及び活用の勧奨への御配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省においては、労働時間、賃金その他の労働条件や労務管理に関する事項について、労働者、事業主や企業の労務管理を担当している方々に御理解いただくため、

労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」

(<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>)

による情報発信を行っているほか、平日夜間・休日に、労働者や事業主の方々から無料で御相談をお受けする「労働条件相談ほっとライン」（0120-811-610）を開設しておりますので、これらについても、貴会員への周知をお願いいたします。